

平成 27 年 3 月 24 日

古賀市議会  
議長 奴間 健司 様

文教厚生常任委員会  
委員長 芝尾 郁恵

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により報告します。なお今回の審査に当たっては、あらかじめ発言の申し出があった議案について、委員外議員の発言もありました。

### 記

#### 第 1 号議案 古賀市指定介護予防等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、従来厚生労働省令で定めることとされていた人員及び運営等に関する基準について、市町村の条例で定めるもの。

#### 【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり

1. 第 4 条で、記録の保存期間を介護給付の過払い分の返還請求権とあわせ 5 年間とする独自基準を設けた。
2. 介護保険法改正の影響については、介護予防支援事業に関しては何の影響もない。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 第 2 号議案 古賀市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、従来厚生労働省令で定める

こととされていた運営基準等について、市町村の条例で定めるもの。

#### 【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり

1. 本条例で定める基準は、国で定める基準を準用する。
2. 地域包括支援センターの人員体制は、第1号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満につき保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員1名ずつ配置することとしており、古賀市の場合は各2名ずつ配置する。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### 第3号議案 古賀市子どものための教育・保育に係る利用者負担に関する条例の制定について

子ども・子育て支援法の施行及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、幼稚園、保育園、認定こども園等の総合的な保育施設については施設型給付として新しい制度の中で運用することになったことから、教育・保育に係る利用者負担について、市町村の条例で定めるもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 「子どものための教育・保育等」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業などを指す。
2. 料金は、小学校就学前子どもの区分毎に設定する予定。
3. 認定こども園や小規模保育事業などでは、それぞれが料金を徴収し、保育料の差し引き分を市が補助する。
4. 古賀市保育の実施に関する条例は廃止するが、本条例の下に運用に関する規則、徴収に関する規則を設け、条例を補完する。
5. 保育料は、算出基準が変わる。これまで所得税を基準に算定していたが、今後は市民税の所得割が基準になる。
6. 市内の幼稚園のうち、現時点で新制度に移行するところはない。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 第4号議案 古賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の施行に伴い、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業（小規模型保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）に関する基準について、市町村の条例で定めるもの。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 基本的には内閣府令で定められている運営基準に準拠する。
2. 古賀市の独自規定として、暴力団排除に関する規定を追加した。

##### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 第5号議案 古賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市町村の条例で定めるもの。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 基本的には厚生労働省令で定められている運営基準に準拠する。
2. 古賀市の独自規定として、乳児室の面積を、市内の認可保育所のルールになり、1人当たり3.3平方メートル以上とした。
3. 古賀市の独自規定として、暴力団排除に関する規定を追加した。
4. 現在、市内に企業内保育施設はない。
5. 職員の基準は国の基準に準じている。乳児はおおむね3人につき1人、1歳・2歳は6人につき1人、3歳はおおむね20人につき1人、4歳以上はおおむね30人につき1人。

### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## 第 6 号議案 古賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、市町村の条例で定めるもの。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 条例制定の最大の目的は、学童保育の質を確保するという観点から基準を明文化することにある。
2. 経過措置として、最低 5 年以内に放課後児童支援員を学童の単位ごとに 2 名以上配置する。そのうち最低 1 人は、保育士、社会福祉士等の資格を持ち、県の研修を修了した支援員とする。
3. 現在、市では指導員と表現しているが、学童の単位ごとに 2 名以上指導員を配置し、児童数に応じ増員し基準を満たしている。
4. 県の研修を平成 27 年度から開始、5 年以内に資格取得。研修費等は市が負担する。委託先に資格取得を指導する。
5. 1 学童当たりの人数は、おおむね 40 人以下。児童 1 人につき、おおむね 1.65 平方メートル以上が基準。
6. その他、基準面積、定員、申込者数など実際の運用と学童保育の質に関する質疑があった。

### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## 第 11 号議案 古賀市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 求職中の保護者の子の保育については、これまで 20 日以内だったが、国の基準に準じて 3 カ月以内に拡大。育児休業中の保護者の子の保育については、これまでは 5 歳児のみだったが、3 歳以上に拡大。また、きょうだい児がいる場合は下の子も預かる。
2. 入所要件の緩和の周知については、既に私立保育所とは協議済みで、実施は 4 月 1 日からの予定。1 月に申し込みが済んでいる方には文書で連絡している。

### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## 第 12 号議案 古賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に基づく保険料の改定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14 条の規定により介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を設けることに伴い、条例の一部を改正するもの。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 当初 5,000 円程度としていた介護保険料は、基準額 4,900 円となった。この金額は近隣の自治体に比べ、低額に抑えられた。
2. 保険料の段階は国より 2 段階増やし 11 段階まで設定。
3. 介護予防日常支援総合事業の開始は平成 28 年から。このことにより、要介護認定の更新の際、要支援者の認定期間が 12 カ月から 24 カ月に延長できる。よって認定調査に係る負担軽減や事務効率が図られる。
4. 日常生活支援総合事業の移行措置については、ゆいを地域活動の拠点とし、ゆいのコーディネーターを生活支援サービスコーディネーターと位置付け、人材育成発掘、地域資源の開発やネットワーク化、素案づくり等を行う。
5. 訪問介護や在宅の介護を支えるため、来年度はシルバー人材センターに人材育成の研修等を委託し、担い手の育成を図る。
6. 市は国が定めている報酬単価より低い単価で設定しなければならないが、単価を下げて質を下げないように検討していく。

### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## 第 13 号議案 古賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 名称は変わるが中身のサービス内容には変更はない。
2. 利用料は、介護報酬改定が行われたので報酬の単価や運営基準について変わる箇所はあるが、サービスの目的などに変わりはない。

### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## 第 14 号議案 古賀市高齢者生きがいつくり支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市高齢者生きがいつくり支援センター（えんがわくらぶ）を、高齢者の生きがいつくり等及び地域福祉の拠点としてより有効に活用するため、条例の一部を改正するもの。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 小学校の施設内部にあるということ、子どもたちが日常的にえんがわくらぶの中に入ることができる状況を考えると、どの団体でも利用できるようにするわけにはいかない。社会福祉団体、アンビシャス広場関係団体、コスモス講座から発展した団体等に限定して声をかけているが、まだ利用者の決定はしていない。
2. 利用手続きや使用料の徴収などは、すべて介護支援課で対応する。必要書類等は要綱に記載。学校等の交流活動、社会福祉活動等に貢献度のある団体には減免も考えている。誰にでもというわけにはいかないので、学校長の許可を得た

上で利用してもらうこととしたい。

3. 使用料金は、隣保館や公民館の使用の関係と同じ扱いとした。ただし、ガス、水道などの利用も考えられることから、調理室相当の 400 円に設定した。減免も考えていく。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・高齢者の生きがいづくり、小学生の世代間交流で注目を浴びているえんがわくらぶの取り組みを発展的に見直し、これまで活用していなかった日を有効活用し、地域福祉の充実を図るための条例改正であることから賛成。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### 第 15 号議案 古賀市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 募集は、年度が明けてから行う。募集の方法は、学校と現在の学童利用者に通知するほか、ホームページに優先的に掲示していく。
2. 学童保育の規則の指導員数に関する部分に変更する予定はない。学童の数が 1 人から 35 人であれば、指導員は 2 人、36 人以上であれば 3 人、補助員を含めて指導員を確保する。入所判定のきょうだい児等については、承認基準を見直している。
3. 指導員や受け入れ体制、指導方法等については委託業者に指導を徹底していく。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。